平成２８年（フ）第１２９号
滋賀県近江八幡市上野町193番地１（101号）、前住所滋賀県近江八幡市上野町193番地１（202号）
債務者　坂本　　恵
１　決定年月日時　平成28年９月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第３２１号
兵庫県姫路市広畑区西夢前台４丁目45番地インタービレッジ西夢前台204号室
債務者　相原　誠志
１　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１０２号
奈良県香芝市真美ヶ丘６丁目９番24―501号
債務者　吉田　秀夫
１　決定年月日時　平成28年９月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１１６号
奈良県北葛城郡上牧町米山台２丁目12番１号
債務者　奥村　洋一
１　決定年月日時　平成28年９月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１５１号
奈良県御所市大字東松本103番地の１　201号、前住所奈良県葛城市葛木198番地１
債務者　岩永　信二
１　決定年月日時　平成28年９月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１５２号
奈良県御所市大字東松本103番地の１　201号、前住所奈良県葛城市葛木198番地１
債務者　岩永夕利子
１　決定年月日時　平成28年９月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第３８０号
広島市安佐北区可部南５丁目13番14―303号
債務者　品川登志江
１　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４９８号
広島市安佐南区祇園８丁目１番49―102号Ⅱ
債務者　小村　優太
１　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０４号
山口県下関市大学町４丁目６番Ｒ11―202号秦達方、住民票上の住所山口県下関市豊浦町大字川棚1570番地14
債務者　井上　飛鳥
１　決定年月日時　平成28年９月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第７９号
愛媛県新居浜市中村１丁目８番32号、前住所愛媛県松山市上高野町甲147番地１
債務者　直野江利子
１　決定年月日時　平成28年９月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第８２号
福岡県飯塚市横田452番地１　グランヴェール中央101
債務者　嶋田　悦子
１　決定年月日時　平成28年９月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第９６号
茨城県つくば市安食2517番地22
破産者　株式会社Ｓｏｕｌ　Ｔｒｅｅ
１　決定年月日　平成28年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第５６５号
埼玉県上尾市大字平塚2135番地70
破産者　株式会社ＧＵＴＳ
１　決定年月日　平成28年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３４号
熊本県阿蘇郡西原村大字布田1705番地
破産者　有限会社加藤商店
１　決定年月日　平成28年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２３１号
札幌市北区屯田２条４丁目４番11号
破産者　有限会社Ｉ・Ｍ・Ｇ
１　決定年月日　平成28年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５号
茨城県行方市麻生1444番地ストーンハイツＡ棟
破産者　有限会社明和興業
１　決定年月日　平成28年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第８５９号
千葉市若葉区桜木２丁目25番27―105号
破産者　東洋スポーツ建設株式会社
１　決定年月日　平成28年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８６０号
千葉市若葉区加曽利町979番地26
破産者　岡本　秦芳
１　決定年月日　平成28年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２６４号
川崎市多摩区堰１丁目22番１―527号
破産者　株式会社エー・エム・ケー
１　決定年月日　平成28年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日